福岡市男女共同参画シンボルマーク

福岡市男女共同参画基本計画報告書

（第４次計画期間：令和３年度～令和７年度）

１　基本目標の評価（５年間の総合評価）

２　年次報告（令和７年度事業実績）
　　重点評価項目の実施状況及び評価

令和８年10月

福　岡　市

福岡市男女共同参画を推進する条例第 12 条の規定に基づき、福岡市男女共同参画基本計画（第４次）における５年間の総合評価及び令和７年度事業実績を報告する。

令和８年 10 月

福岡市長　高島　宗一郎

目　　次

Ⅰ　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の概要及び進行管理・評価の方法

１　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の概要　・・・・・・・・２

２　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の
進行管理・実施状況評価の方法　・・・・・・・・６

３　審議会日程　・・・・・・・・８

Ⅱ　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の実施状況及び評価

１　基本目標の評価（５年間の総合評価）　・・・・・・・・１１

２　年次報告

令和７年度事業実績 重点評価項目の実施状況及び評価　・・・・・・・１５

Ⅲ　データで見る福岡市の男女共同参画　・・・・・・・・２７

Ⅰ　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の概要

及 び

進行管理・評価の方法

Ⅰ－1　福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の概要

（1）「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成７年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成１６年４月１日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第１１条に基づき、平成１８年３月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定、平成２３年２月に基本計画（第２次）、平成２８年３月に基本計画（第３次）を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、令和３年３月に基本計画（第４次）を策定した。

（2）　基本計画（第4次）策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する５つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」　５つの「基本理念」
- ○　男女の人権の尊重
- ○　社会における制度又は慣行についての配慮
- ○　政策等の立案及び決定への男女共同参画
- ○　家庭生活における活動とほかの活動の両立
- ○　国際的協調

（3）　基本計画（第4次）の計画期間

令和３年度（2021年度）から令和７年度（2025年度）までの５年間。

（4） 基本計画（第4次）の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として５つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が５年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標２の「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分をＤＶ防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標３と４の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけている。

５つの「基本目標」

１ あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

２ あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

３ 仕事と生活の調和が実現した社会

４ 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

５ あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

（5） 基本計画（第4次）数値目標

数 値 目 標			目標値（令和7年度）
1.	男女の固定的な役割分担意識の解消度	女性	80%
		男性	80%
2.	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合）	女性	10%
		男性	10%
	中高生の「デートDV」についての理解度（デートDVについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合）	中学生	50%
		高校生	80%
3.	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度（「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合）		85%
4.	企業における女性管理職比率		15%
5.	福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%
	福岡市役所における女性管理職比率		20%

基本計画　体系図

重 は重点的に取り組む施策

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会	1 男女平等教育の推進	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開 重	(3) 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実 (4) 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進 (5) 公民館における取組みの推進 (6) 男女共同参画に関する調査・研究 (7) 男女共同参画に関する広報と情報提供 (8) 市民団体、NPO等との連携・共働 (9) 報道機関との連携
	3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(10) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援 (11) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(12) 男女共同参画の視点に立った防災事業
	5 国際理解・交流の推進	(13) 男女平等に関する国際理解の推進
基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会	福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次) 1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	(14) 相談体制の充実 (15) 保護体制の充実 (16) 被害者の自立のための支援 (17) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (18) 関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の保護の重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 性の多様性が尊重される環境づくり	(28) 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援 (29) 市民や企業等に対する教育・啓発
	5 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(30) ひとり親家庭等への支援の充実 (31) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (32) 経済的な困難を抱えた人の自立支援 (33) 在住外国人への支援

基本目標	施策の方向	具体的施策
福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)		
基本目標3 仕事と生活の調和が実現した社会	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 重	(34) 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援 (35) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (36) 市役所における意識啓発 (37) 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進 (38) 男性相談の充実
	2 子育て・介護支援の充実	(39) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (40) 子育て支援の充実 (41) 介護支援の充実
基本目標4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会	1 働く場における女性活躍推進の支援 重	(42) 企業に対するダイバーシティ※を見据えた女性活躍推進の取組み支援 (43) 働く女性のキャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実 (46) 農林水産業の分野における女性の参画促進 ※ダイバーシティ:「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	2 女性の就業・起業支援 重	(47) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (48) 女性の起業支援 (49) 再就職の支援
基本目標5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重	(50) 審議会等への女性の参画促進 (51) 市役所における男女共同参画の推進 (52) 政治分野における女性の参画促進
	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重	(53) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (54) 地域の女性リーダー育成と活躍支援

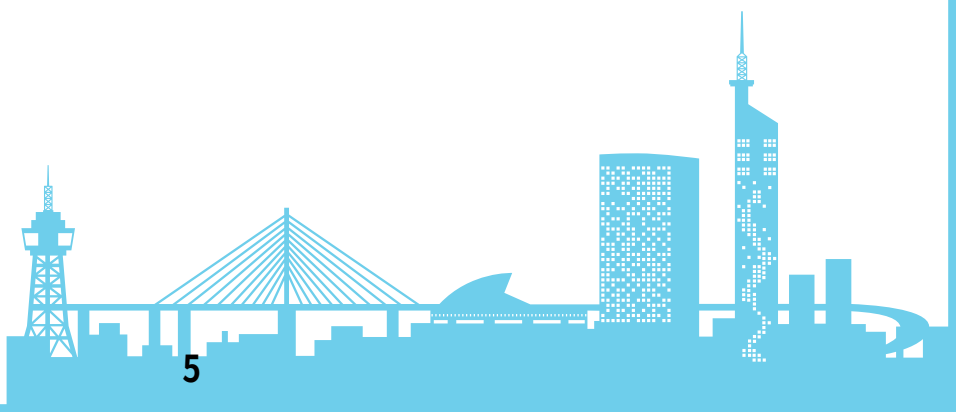

Ⅰ－２　男女共同参画基本計画（第４次）の進行管理・実施状況評価の方法

（１）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目　的

福岡市男女共同参画基本計画（第４次）（計画期間：令和３年度から令和７年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対　象	評価者	摘　要
一般評価	**一般評価事業** 事業実施担当課が実施する各事業	**事業実施担当課** 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ⇩ 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	**〔判定区分〕** **〈達成度〉** Ａ：９０％以上（十分達成している） Ｂ：７０％以上（ある程度達成している） Ｃ：５０％以上（達成が不十分である） Ｄ：５０％未満（達成できていない） 令和７年度までの事業目標を踏まえ、７年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	**重点評価項目** 重点的に取り組む施策（５項目）	**審議会** 毎年度、継続的に評価を実施 ⇩ 次年度以降の施策に反映	**〔判定区分〕** **〈達成状況〉** ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	**基本目標** 基本計画（第４次）に規定する５つの基本目標	**審議会** 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和７年度） ⇩ 次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ

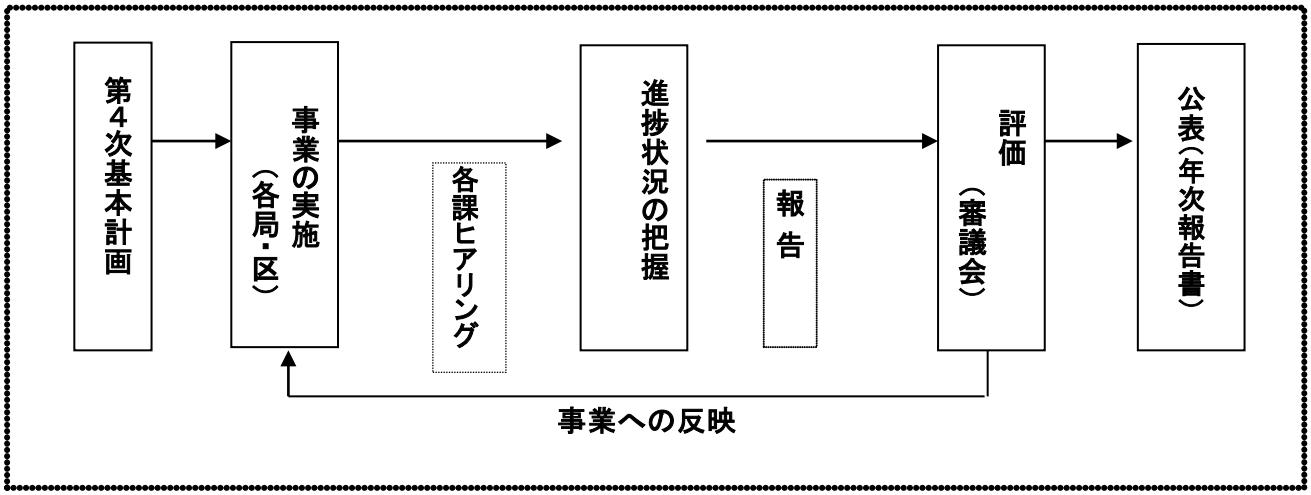

〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第１２条：「市長は、毎年１回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第２８条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第２号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

Ⅰ－3　審議会日程

開催日	会　議	審　　議　　項　　目
８／３ （月）	第１１期第６回 審議会	福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の令和７年度実施状況に対する評価について（重点評価項目） 福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の総合評価について 〇ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発 〇配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 〇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 〇働く場での女性活躍の推進 〇市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

Ⅱ　福岡市男女共同参画基本計画（第４次）の実施状況及び評価

Ⅱ－１　基本目標の評価（５年間の総合評価）

基本目標1：あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

審 議 会 意 見
「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な性別役割分担に否定的な考えを持っている人は、第４次計画策定時（令和元年度）は女性76.5%、男性68.2%であったが、令和７年度は女性83.6%、男性73.6%となっており、女性は第４次計画の数値目標を達成したが、男性は未だ目標値に届いていないことが課題である。加えて、年代が上がるほど解消度が下がる傾向にあり、意識啓発を行うにあたっては、その結果を踏まえた工夫が必要である。 「男女共同参画推進センター・アミカス」等において、広く市民を対象とした男女共同参画に関する意識啓発のための講座・講演会の実施、学習機会の提供などの広報・啓発が行われてきたところであるが、男女の固定的な役割分担意識の解消を目指し、ライフステージに応じた身近なテーマで、一層実効力のある取組みを推進していく必要がある。

基本目標2：あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

審 議 会 意 見
配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組まれている。 しかしながら、令和５年度の「市政に関する意識調査」において配偶者等から暴力を「受けた経験がある」と回答した人の割合は、精神的、身体的、性的のいずれにおいても減少傾向にある一方で、暴力を受けた際には、男女ともに「がまんした」と回答した人が最も多くなっていることから、安心してＤＶ被害について相談できる窓口の周知に加え、被害者に寄り添った支援を引き続き行っていくことが必要である。 また、暴力被害後の心身の健康回復には時間を要することから、被害者本人や同伴する児童に対するカウンセリングなど心理的支援の充実を図る必要がある。

基本目標3： 仕事と生活の調和が実現した社会

審 議 会 意 見
企業向けセミナーや講演会、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進に取り組まれた。 市役所内においては、メリハリのある働き方への転換に向けて時間外勤務の縮減などに取り組むとともに、男性職員の家事・育児参画を促進し、令和６年度に育児休業を取得した男性職員の割合が103％と大幅に増えるなどの改善が見られた。また、令和７年度も98.8％と高水準を維持している。 しかしながら、家庭内における無償ケア労働は依然として女性に偏っており、育児休業取得率や平均取得期間においても男女差が生じていることから、男女がともに暮らしやすい社会に向けては、共働き・共育ての推進や取得期間の延伸を含めた男性の育児休業の取得促進など、男女がともに家事・育児等に参画しながらキャリア形成と両立可能な働き方を選択できる環境整備を進める必要がある。

基本目標4： 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

審 議 会 意 見
健康課題等と仕事の両立支援など新たな課題に対して先進的に取組み、企業において女性の活躍が進むよう支援が図られた。 就業による自立を目指す女性に対しては、ハローワーク等と連携した就職支援や資格取得支援を行うほか、働く女性のスキルアップや起業支援など様々な女性のチャレンジを支援する講座が開催され、女性が能力を発揮できるよう取組みがなされた。 しかしながら、働く場における男性中心の意識・慣行は未だ解消されておらず、民間企業における女性管理職の割合は13.3％と目標値に届かず、女性活躍推進に向けたさらなる取組みが求められる。女性の積極的な採用、就業継続や管理職への登用が進められるよう、働きやすい職場環境の整備や男女の均等な機会と待遇の確保について、引き続き企業への啓発や具体的な改善への働きかけを促進する必要がある。

基本目標5：あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

審 議 会 意 見
市の審議会等委員への女性の参画率について、第４次基本計画において、「令和７年度までに40％」の数値目標を設定し、改選時の事前協議の徹底や、審議会ごとの参画率の公表に努めるなど、審議会等委員への女性の参画促進に向けた取組みを強化した結果、令和７年度の参画率は41.0％となっており、第４次基本計画の目標値を達成した。 また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めてきた。その結果、市役所における女性管理職の割合は、20.3%（令和７年５月１日現在）となっており、第４次基本計画の目標である20％を達成しているが、今後とも、女性職員のキャリア形成支援や、柔軟な働き方の推進など、誰もが活躍できる環境づくりに取組む必要がある。 地域における諸団体の長への女性就任率は引き続き低い水準にあり、女性リーダー育成の取組みを進めていただきたい。

Ⅱ－２　年次報告（令和7年度事業実績 ）
（1）重点評価項目の実施状況及び評価

重　点　評　価　項　目	
1	ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発
2	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止
3	仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策･方針決定過程への女性の参画促進

●評価について

1　事業ごとの評価

〔判定区分：一般評価（事業実施担当課評価）〕

令和７年度までの事業目標を踏まえ、令和７年度事業の「達成度」を自己評価

【達成度】

Ａ：90%以上（十分達成している）
Ｂ：70%以上（ある程度達成している）
Ｃ：50%以上（達成が不十分である）
Ｄ：50%未満（達成できていない）

2　重点評価項目ごとの評価

〔判定区分：重点評価〕

令和７年度までの数値目標、事業実施担当課評価、事業実施状況等を総合的に勘案し、令和７年度事業の「達成状況」を判定

【達成状況】

順調
おおむね順調
やや遅れている
遅れている

（評価基準）
以下を総合的に勘案し、判定
・令和7年度までの第4次基本計画基本目標ごとの数値目標
・事業実施担当課評価
・事業実施状況等

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="10">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">１ 重点評価項目</td><td>1</td><td colspan="4">ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２
対象事業</td><td>基本目標</td><td>1</td><td colspan="4">あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向</td><td>2</td><td colspan="4">男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="4">地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>64</td><td>28</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">３ 主な事業の
実施状況</td><td colspan="5" rowspan="3">■男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開
○男女共同参画基礎講座
・校区の男女共同参画推進組織や自治協議会等各種団体の委員等を対象とした基礎的な知識を学ぶ研修
・YouTubeでの配信　再生回数 285回（配信期間：令和7年6月26日～令和8年3月31日）　＜再生回数478回（配信期間：令和6年6月27日～令和7年3月31日）＞
○アミカス地域支援事業
・福岡市男女共同参画推進サポーター派遣事業・男女協応援事業　27件　592人（女性482人、男性110人）＜21件　479人（女性361人、男性118人）＞　満足度85.5％＜88％＞
・男女共同参画つうしん　ホームページ10件掲載＜10件＞
○アミカスフェスタ（令和7年11月８日（土））
・男女共同参画を考えるきっかけとなるトークセッション、各種講座等について、男女共同参画部3課合同で実施
合計参加者数211人＜194人＞※
平均満足度97.3％＜93％＞※　※…主催事業のうち、把握できた事業のみ
○市民グループ活動支援事業
・15企画　690人＜21企画　995人＞
○女性のためのつながりサポート事業
・NPOの知見を活用した、様々な不安を抱える女性に対する相談機会などの支援
・相談窓口設置（対面・電話）　相談件数:861件＜1,002件＞
・広報カード等配布先　市立小中高、大学、公民館、イオン大型店舗他
■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援
○地域における主体的取組みへの支援
・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知　（市政だより巻頭特集・ホームページへの掲載、ポスター、チラシの配布、地下鉄駅構内での放送等）
・取組みを実施した校区数131/148校区・地区＜128/149校区＞
※分母は「みんなで参画ウィーク」の実施アンケート回答数
・のぼり旗設置のみを除いた校区数123/148校区・地区＜113/149校区＞
（のぼり旗設置110校区、パネル、ポスター掲示61校区、講座・研修会74校区
※複数回答）＜104校区、60校区、68校区＞
・各区において、研修や広報物作成、定例会開催支援等校区への支援を実施
○男女協サミット（令和8年2月１日（日））
・第1部 校区の活動事例発表（中央区高宮校区）
・第2部　講演：「女性の参画で変わる、これからの地域防災」
講師：特定非営利活動法人NPO政策研究所　専務理事　相川康子氏
・参加者：151人（女性140人、男性11人）・満足度：事例発表96.8％　講演94.4％
＜参加者：160人、満足度：事例発表96.5％　講演95.9％＞</td></tr>
<tr><td>※令和7年度事業実績を記載

※継続事業については、令和6年度事業実績を＜　＞で記載</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	3 主な事業の実施状況	○出前講座 ・派遣実績5件　参加者計170人（女性79人、男性35人※一部不明）満足度100% ＜8件　参加者計196人　満足度93.4%＞ ○七区男女共同参画協議会活動支援 ・代表者会議の開催:年4回＜年4回＞ ・校区男女共同参画研修会実施状況調査の実施:87.9%＜85.9%＞ ・男女共同参画地域活動ハンドブックの配布（男女協サミット、出前講座等） ○公民館長、公民館主事の研修 ・新任公民館職員研修　1回　43人＜1回　54人＞ ・公民館運営研修　5回　204人(東・中央・西区)＜1回　51人(東区)＞ ○公民館における男女共同参画学習講座 ・33館　107回　3,156人＜37館　162回　4,836人＞
	4 男女共同参画推進に寄与した点	○家庭や地域等で男女共同参画社会について考える機会となるよう、イベントや研修等を実施したことは、固定的な役割分担意識の解消の一助となっており、第4次計画策定時は女性76.5%・男性68.2%（R元年度）であった同数値は令和7年度は女性83.6%・男性73.6%と、女性7.1ポイント・男性5.4ポイント増加した。
	5 懸案事項・課題	○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」を周知し、定着させ、地域においてより充実した主体的取組みが継続して実施されるよう、支援していく必要がある。 ○地域活動の担い手が不足している現状において、他校区の取組みを共有することにより、地域活動の動機付け及び活性化を図ることが必要である。 ○事前のニーズ把握や事後のアンケート実施により、幅広い年代に向けた、また性別にかかわらず誰もが参加しやすい効果的な事業の実施を検討する必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 施策の進捗状況	○数値目標である「男女の固定的な役割分担意識の解消度（令和7年度目標値80%）」については、令和7年度は女性83.6%・男性73.6%と女性は第4次計画の数値目標を達成したものの、男性は目標値に届かなかった。 ○男女共同参画推進センター等からの意識啓発・学習の全市的展開については、アミカス地域支援事業やアミカスフェスタを実施し、両事業とも満足度は8割を超えている。 ○地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援については、男女協サミットや、出前講座を実施し、満足度はともに9割を超えている。また、各校区における男女共同参画研修会実施状況は87.9%と前年度より増加している。 ○事業実施担当課評価は、A評価が全体の70%、B評価が30%となっている。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調
	（参考）今後の取組み	○より効果的な男女共同参画推進活動支援となるよう、「地域活動ハンドブック」の地域への周知・活用を促進する。 ○研修会実施状況調査などで地域の状況把握に努めながら、先進事例の紹介などより実践的な内容の情報提供や研修に努め、地域の実情に合わせた支援を行う。 ○男性の固定的な役割分担意識の解消度は目標値に届いておらず、男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、年代、性別にかかわらず、イベントや研修等へ幅広く参加が可能となるよう、参加者のニーズにあった内容の検討や広報発信を行う。	

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 事業評価は高いものの、イベントや研修への男性や若年層の参加が少ない状況が見られるため、曜日や時間帯の工夫など、引き続き幅広い層が参加しやすい実施方法の検討をしてほしい。		

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="6">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>2</td><td colspan="5">配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>2</td><td colspan="5">あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会</td></tr>
<tr><td>施策の方向</td><td>1</td><td colspan="5">配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>60</td><td>50</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 主な事業の
実施状況

※令和7年度事業実績を記載

※継続事業については、令和6年度事業実績を＜　＞で記載</td><td colspan="6">■配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止
○DV相談や通報への対応　相談件数4,241件＜3,659件＞
・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施
・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施

○自立支援
・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援
法律相談件数62件＜48件＞
DV被害者親子等に対するカウンセリング8人＜7人＞
・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援
DV被害者等自立生活援助事業　※R3.6事業開始
…アウトリーチ型の支援も含めた自立支援及び退所後の定着支援
自立支援12人、定着支援10人＜12人、7人＞
・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援

○ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発

○デートDV防止教育講演会の実施
・市立高校全4校、市立中学校2校でデートDV防止教育講演会を実施
県と協力し、県立・私立を含むあらゆる学校への講師派遣体制を整備
参加者2,180人＜1,605人＞　理解度98％＜99％＞
DVに対する意識の12項目（どのようなことが暴力になるか）について、全ての項目で改善：授業前79％→授業後99％

○デートDV防止啓発リーフレット・ポスターを配布
・配布先　学校（市立・国立・私立中学校、市立・県立・私立高校、専門学校、大学）、関係機関

○DV・児童虐待対応における連携のための研修
こども総合相談センター、各区こども家庭センター職員に対して、DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修を実施
参加者数：75人

○男女共同参画課主催研修等
・「女性支援等相談員研修（計2回）」
参加者数：70人</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	3 主な事業の実施状況	○市民向け講演会の実施 「DVと児童虐待との関係～DVのない社会に向けて～」 ・講師:NPO法人 DV対策・予防センター九州 理事長　原　健一氏 ・参加者数:62人〈62人〉 ・アンケート:「参考になった」100％ ○関係機関との連携強化 ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室・つながりサポート相談室の相談員連絡会議の実施　　年1回＜年1回＞ ・「福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議」の実施、及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加 ・困難女性支援調整連絡会議におけるDV相談支援に関する連携
	4 男女共同参画推進に寄与した点	犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶に向け、令和7年度においては4,241件のDV相談対応を行い、被害者の安全確保など適切に対応した。また法律相談を62件、自立生活援助事業を延べ22人に対して実施するなど、自立支援のための施策を推進するとともに、女性支援に携わる相談員等を対象とした主催研修を実施し、相談員の相談対応力の向上を図った。DV防止と被害回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることにより、男女共同参画社会の形成に寄与している。
	5 懸案事項・課題	○DV被害の深刻化を防ぐため、市民への意識啓発や相談窓口の周知を進めるとともに、児童虐待との関連を踏まえた啓発が必要である。 ○教育委員会と連携し、教職員のDVに対する理解促進や、子どもの発達段階に応じた教育・啓発に取り組む必要がある。 ○相談支援の質の向上に向け、相談員に対する計画的・体系的な研修を実施する必要がある。 ○DV被害者支援と児童虐待対応の両面から、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関との連携体制の強化が必要である。

Ⅰ 事務局記入欄	6 施策の進捗状況	○配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。 ○事業実施担当課評価は、A評価が全体の55％、B評価が45％となっている。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調
	（参考）今後の取組み	○DV被害者に対する相談・保護・自立支援の充実を図るとともに、親子への心理的ケアを継続して実施する。 ○DV防止に向けた意識啓発や相談窓口の周知を強化し、広報活動や啓発資料の配布を推進するほか、教育委員会と連携し、デートDV防止教育の継続・拡充や、多様な啓発手法の検討を進める。 ○相談員や関係職員を対象とした研修を実施し、DV及び児童虐待対応に関する専門性と連携体制の向上を図る。また、関係機関との会議や情報共有を通じて、DV防止と被害者支援のための連携を強化する。 ○女性相談システムを活用し、DV相談部門と児童相談部門の連携強化及び業務の効率化を図る。	

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 重篤な事案の早期把握のため、関係機関との一層の連携強化を図ると共に、研修や啓発に努めてほしい。被害者から相談することが困難な場合も多いため、各窓口での連携を通して親子カウンセリング等の適切な支援につなげてほしい。		

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="9">Ⅰ事務局記入欄</td><td colspan="2">１ 重点評価項目</td><td>3</td><td colspan="4">仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２ 対象事業</td><td>基本目標</td><td>3</td><td colspan="4">仕事と生活の調和が実現した社会</td></tr>
<tr><td>施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>42</td><td>29</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">３ 主な事業の実施状況</td><td colspan="5" rowspan="4">【企業・市民向け】
■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定
認定企業数235社＜233社＞

○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業
新規認定件数21件＜24件＞

○企業・団体に対して、“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ
賛同企業数1,270企業・団体＜1,246企業・団体＞
・市民への周知を図るため、市営地下鉄駅構内で通勤時間帯に放送。
・ノー残業デーの実施（8月1日）　など

○男性の育児休業取得促進
・「男性の育休取得の手引き」（実践編）の周知※企業向け
…見える化サイトでの掲載及び情報発信
○「家事・育児シェアシート」の配布（約4,200部）＜約4,400部＞
…各区保健福祉センター（母子手帳と同時に配付）等へ配布

■子育て・介護支援の充実
○働くママとパパのマタニティスクール
参加者184組（366人）＜187組（372人）＞

○働く人の介護サポートセンター
仕事と介護の両立についての相談対応を実施
相談件数　93件（うち5件は企業への出張相談）＜104件＞
対面の相談だけでなく、メールやZOOMでの相談、企業への出張相談を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※令和7年度事業実績を記載

※継続事業については、令和6年度事業実績を＜　＞で記載</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5">【福岡市役所】
■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進
「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、「パパ・すくすく子育て運動」の実施や11時間の勤務間インターバルの推進、特例勤務の縮減に向けた取組みの実施のほか、新たに育児休業を取得した職員の業務を分担した職員に対する勤勉手当の加算、フレックスタイム制の導入及び在宅勤務の対象職員の拡充、早出遅出勤務の要件の拡充等（勤務間インターバルの確保等職員の健康保持）など、両立支援に資する職場環境整備を行った。</td></tr>
</table>

Ⅰ事務局記入欄	3 主な事業の実施状況	・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 79.6%＜86.1%＞ ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数 16.7日＜16.8日＞ ・子どもが生まれた男性職員の1週間以上の育児休業取得率 97.5%＜102.2%＞ ※子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率98.8%＜103.0%＞
	4 男女共同参画推進に寄与した点	**【企業・市民向け】** ○企業におけるワークライフバランスの推進や仕事と育児・介護等を両立できる環境づくり、男性育休取得促進、男性の家事・育児等への参画に関する意識改革や行動変容につながっている。 ※参考 令和6年度「福岡市内事業所における労働実態調査」 ・ワーク・ライフ・バランス取組みの必要性に対する認識は肯定派が7割超。 ・福岡市内企業の男性の育児休業取得率は48.7%と前回調査から大幅増。 平均取得期間が2週間超の事業所は61.0%。
		【福岡市役所】 ○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策を推進することで、全ての職員がワーク・ライフ・バランスの必要性を理解するとともに、その実現に取り組むための意識改革や現行の制度を取得しやすい職場風土づくりにつながっており、男性職員の育児休業取得率は高水準を維持している。
	5 懸案事項・課題	**【企業・市民向け】** ○企業等においてワーク・ライフ・バランスの取組みがさらに推進されるよう“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”等の取組みの周知に努めていく必要がある。 ○男性の育児休業取得率は上昇しているものの依然として約半数にとどまっている。また、取得率・取得期間いずれも男女間に大きな差が見られることから、さらなる取得促進に向け、企業の課題を踏まえた啓発や支援の充実を図る必要がある。 ○働く人の介護サポートセンターのさらなる周知を図る必要がある。
		【福岡市役所】 ○「福岡市特定事業主行動計画」における数値目標の達成に向けて、継続的な取組みが必要である。

Ⅰ事務局記入欄	6 施策の進捗状況	○企業・市民向けの取組みとして、「男性の育休取得の手引き」の情報発信や、「家事・育児シェアシート」を配布した。また、法改正に関して関係機関へ周知を行うとともに、市のホームページ等で情報発信を行った。 ○市役所においては、男性の育児休業等の取得促進に向けた全庁運動である「パパ・すくすく子育て運動」などにより、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にある。 ○事業実施担当課評価は、A評価が全体の59%、B評価が41%となっている。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調
	（参考）今後の取組み	**【企業・市民向け】** ○企業向けの取組みについて理解や関心を持ってもらうことにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進の取組みがさらに推進されるよう働きかけを継続する。 ○企業における男性の育休取得に関する具体的な取組みを発信するとともに、引き続き関係機関等と連携し情報発信を行う。 ○男性育休取得促進（取得率・取得期間の向上）に向け、さらなる企業への啓発や支援を行うとともに、共働き・共育てに向けた夫婦・パートナーの協力体制を構築するための話し合いを促す取組みを行う。 ○引き続き、「働く人の介護サポートセンター」における窓口・電話相談を実施するとともに、企業への出張相談に力を入れていく。	
		【福岡市役所】 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。	

Ⅱ審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 企業への働きかけとして、社会貢献優良企業優遇制度などの取組みについて、さらに積極的な周知を図ってほしい。		

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="8">Ⅰ事務局記入欄</td><td colspan="2">１ 重点評価項目</td><td>4</td><td colspan="5">働く場での女性活躍の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２ 対象事業</td><td>基本目標</td><td>4</td><td colspan="5">働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向</td><td>1</td><td colspan="5">働く場における女性活躍推進の支援</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="5">女性の就業・起業支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>16</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">３ 主な事業の
実施状況

※令和7年度事業実績を記載

※継続事業については、令和6年度事業実績を＜　＞で記載</td><td colspan="6">■働く場における女性活躍推進の支援
○女性活躍の取組みの見える化を推進
女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して、個別に「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」への掲載案内を行うほか、見える化サイトを広く周知。
女性活躍に資する情報発信の充実にも取り組んだ。
・掲載企業数　392社＜373社＞ ※新規掲載企業数32社
・企業インタビュー数　3社＜3社＞

○健康課題等と仕事の両立支援
・伴走型支援（個別支援プログラムの提供等）
参加企業：10社＜10社＞
健康課題等に関する理解度やヘルスリテラシー向上につながった人の割合：78％
・ネットワーク形成支援（交流ワークショップ等）
参加者：12社16人
・情報発信の強化（見える化サイトに専用ページを開設）
企業が女性・男性特有の健康課題等と仕事の両立に取り組む必要性や、取組みに役立つツール、関連情報等を掲載した専用ページを開設。

○女性活躍の課題解決に向けた取組みの支援
・診断ツールの作成
人材活用のプロセスにおける男女別の状況を数値化するとともに、女性活躍の取組みを多角的な視点で診断し、課題解決に向けた助言や事例提供を行う診断ツールを作成。
・企業試行
企業での試行を実施。ツールの操作や有効性などについての意見聴取。
試行企業：10社
今後の自社での取組みに有効だと感じた企業の割合：80％

○企業向け講演会
・「男性にとってのジェンダー平等の意義」
講師：多賀　太氏（一般社団法人チェンジングメン 共同代表／関西大学文学部教授）
参加者108人＜127人＞　満足度95％＜82％＞

○女性のキャリア形成支援
・リーダークラス（全4回）　参加者8人＜18人＞　満足度100％＜100％＞
・若手クラス　（全2回）　参加者15人＜18人＞　満足度92％＜100％＞

○男女共同参画・知っておきたい法律講座
・「労働問題」
参加者9人＜15人＞　満足度100％＜100％＞

■女性の就業・起業支援
○「働くあなたのガイドブック」の配布
配布部数9,239部＜9,956部＞</td></tr>
</table>

Ⅰ事務局記入欄	3　主な事業の実施状況	○女性の就職支援セミナー ・子育て女性のお仕事スタートアップ（全1回） 　参加者計26人＜25人＞　満足度96％＜100％＞ ・女性のための就職応援プログラム（全3回） 　参加者計29人＜28人＞　満足度100％＜100％＞ ※いずれも、前期・後期の2回実施 ○就業継続支援セミナー 　参加者20人＜20人＞　満足度100％＜94％＞ ○ライフシフトによる女性のキャリア支援セミナー 　参加者25人＜30人＞　満足度91％＜100％＞ ○女性のための起業ゼミ 　参加者28人＜33人＞　満足度92％＜96％＞ 　令和6年度受講生起業率　43％＜25％＞ ○女性起業交流会 　参加者21人＜16人＞　満足度100％＜100％＞ ○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援 　新規融資件数95件＜96件＞　新規融資額367,350千円＜396,840千円＞
	4　男女共同参画推進に寄与した点	○企業における女性活躍の推進につながり、女性の就業継続やキャリア形成に寄与している。 ○再就職や起業等を目指す女性のチャレンジ支援に寄与している。 ※参考 ・福岡市の女性の25～44歳の年齢別有業率は78.9%。前回調査から4.7ポイント増。 （令和4年就業構造基本調査） ・企業における女性管理職比率は13.3%。前回調査から2.0ポイント増。 ・女性活躍推進への取組みを進めている企業は60.8%。前回調査から15.2ポイント増。 （上記2項目は令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査）
	5 懸案事項・課題	○健康課題等と仕事の両立について経営層などへの理解を促進し、具体的な取組みへの進展を促すとともに、男性も巻き込み職場全体で取り組む風土を醸成していく必要がある。 ○職場での女性活躍が進む一方、賃金格差や管理職比率の差など、職場における男女間格差の解消には至っていない。

Ⅰ事務局記入欄	6　施策の進捗状況	○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」において、企業インタビューなど、掲載内容を充実し、新規掲載企業数は32社増加した。 ○企業における健康課題等と仕事の両立やヘルスリテラシー向上に向けた伴走型支援を行うとともに、交流ワークショップを通して企業同士のつながりを深める支援を行った。また、見える化サイトに専用ページを開設し、健康課題等と仕事の両立に関する情報発信を強化した。 ○企業における女性活躍の課題解決に向けた取組みを支援するため、企業の女性活躍の取組み等を診断し、助言や事例提供を行う診断ツールを作成。令和8年度の運用開始に向け参加企業を募り試行を実施し、改善点の取りまとめを行った。 ○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のキャリア形成や起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施し、参加者の満足度は90%を超えている。 ○事業実施担当課評価は、A評価が全体の64%、B評価が36%となっている。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調
	（参考）今後の取組み	○企業における健康課題等と仕事の両立促進に向け、経営層などの理解促進を図るとともに、企業の具体的な取組みが進展するよう支援を行う。 ○本年度に作成した企業向け診断ツールを活用し、企業における女性活躍の課題解決に向けた取組みを支援する。	

Ⅱ審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 女性活躍の取組みの見える化や女性のキャリア形成支援について、さらなる周知と参加促進をしてほしい。		

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="8">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">１ 重点評価項目</td><td>5</td><td colspan="4">市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２
対象事業</td><td>基本目標</td><td>5</td><td colspan="4">あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="4">地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>11</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">３ 主な事業の
実施状況

※令和7年度事業実績を記載

※継続事業については、令和6年度事業実績を＜　＞で記載</td><td colspan="5">■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催
協議会 1回＜1回＞　幹事会2回＜1回※書面開催＞
（協議会の議題）
・福岡市男女共同参画基本計画（第5次）の原案について

○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施
・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底
事前協議実施数：審議会等23　（参考）協議会等1
＜審議会等18　（参考）協議会等2＞
・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施
・審議会等及び協議会等、個別の参画率をホームページで公表
・審議会等委員への女性の参画率　41.0%＜39.9%＞
（参考）協議会等委員への女性の参画率　39.7%＜38.8%＞

○全職員向けeラーニング「福岡市における男女共同参画の更なる推進について」
・全庁のあらゆる分野への男女共同参画の視点の必要性について理解を促す内容の研修
理解度：98.9%＜98.5%＞

○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進
・性別に関わらない能力・意欲に応じた配置、登用
・若手女性職員の本庁配置など、早期キャリア形成に向けた配置
・本人の能力や意欲に応じて、子育て期も含め、政策立案業務ができる職場へ配置
・キャリア形成に関する研修の実施
・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進
・ワークライフバランス等に関する研修の実施
・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進
・福岡市役所における女性管理職比率　20.3%＜20.1%＞
・本庁における女性職員の割合　29.2%（35.4%）＜28.7%（34.9%）＞
※（　）内は職員総数に占める女性職員の割合
※教職員を除く数値

○女性教職員の管理職登用の促進
・女性教職員の管理職比率　23.8%＜23.4%＞

■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進
○地域女性活躍チャレンジ塾
・地域の女性リーダー育成を目的としたワークショップ型講座の実施
実施校区数　4校区＜4校区＞　満足度92%＜100%＞
参加者　計52人（女性40人、男性12人）＜64人＞</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	3 主な事業の実施状況	○女性のエンパワーメント講座 ・オンライン講演会「わたしにもできる政治への参加～小さな一歩が社会を動かす力になる～」 ・参加者32人＜24人＞ 満足度100％＜85％＞ ○みんなにやさしい防災研修 ・防災をテーマに、多様性について考える地域向け研修の実施 実施校区数 15校区＜15校区＞ 理解度100％＜100％＞ 参加者 計413人（女性260人、男性153人） ○地域諸団体の長への女性の就任率調査 ・地域諸団体の長への女性の就任率 25.1％＜24.9％＞
	4 男女共同参画推進に寄与した点	○審議会等への女性の参画を促進することで、多様なニーズを反映し市の施策へ展開するとともに、参画率を公表し、庁内での意識醸成に寄与することで、男女共同参画の視点をもった政策などの立案・実施に繋がっている。 ○女性職員の活躍推進に係る意識改革を推進するとともに、性別に関わらない能力・意欲に応じた配置、登用や女性職員の早期キャリア形成に向けた配置を行うことで福岡市役所及び教職員の女性管理職比率、本庁の女性職員の割合は、第4次計画期間中上昇傾向にある。
	5 懸案事項・課題	○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう、引き続き職員向けeラーニングや福岡市男女共同参画推進協議会等において働きかけを行うなど、全庁的な意識の向上を図る必要がある。 ○職務指定の見直しが進まないことや、女性の人材が少ないこと等により、特定の分野で女性委員の参画が進まない状態が続いている。 ○市女性職員の活躍を推進するためには、女性職員のキャリア形成とともに、男性の家事・育児への参画や柔軟な働き方の推進が必要である。

Ⅰ 事務局記入欄	6 施策の進捗状況	○市の審議会等委員の改選時の事前協議を徹底するなど、女性参画率の向上に取り組んだ結果、数値目標である「福岡市の審議会等委員への女性の参画率（令和7年度目標値40％）」については、令和7年度の参画率は41.0％と目標達成している。また、「福岡市役所における女性管理職比率（令和7年度目標値20％）」については、令和7年5月1日現在で20.3％となっており、目標達成している。 ○地域における女性の参画促進については、「みんなにやさしい防災研修」を15校区で実施し、理解度が100％となるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画促進のための研修を実施したが、地域諸団体の長への女性の就任率は前年度より増加したものの、25.1％に留まっている。 ○事業実施担当課評価は、A評価が全体の79％、B評価が21％となっている。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調
	（参考）今後の取組み	○今後も職員向けeラーニングや男女共同参画推進協議会・幹事会を通じて、様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に男女共同参画施策を推進する。 ○審議会等委員への女性の参画促進については、第4次基本計画の目標を達成しているが、女性参画率の向上だけでなく、委員の専門性も考慮しながら、40％を達成していない審議会についてはヒアリング等を行い、次年度の目標値を設定し、進行管理を行いながら、随時働きかけを行っていく。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組む。 ○地域の女性リーダー育成と活動支援を継続的に実施し、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する。	

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 地域の女性参画促進は男女共同参画推進の上で重要であり、地域における女性リーダーの育成をさらに促進してほしい。		

Ⅲ　データで見る福岡市の男女共同参画

福岡市の現状

○ 福岡市の人口推移と将来人口推計（1985 年～2050 年）

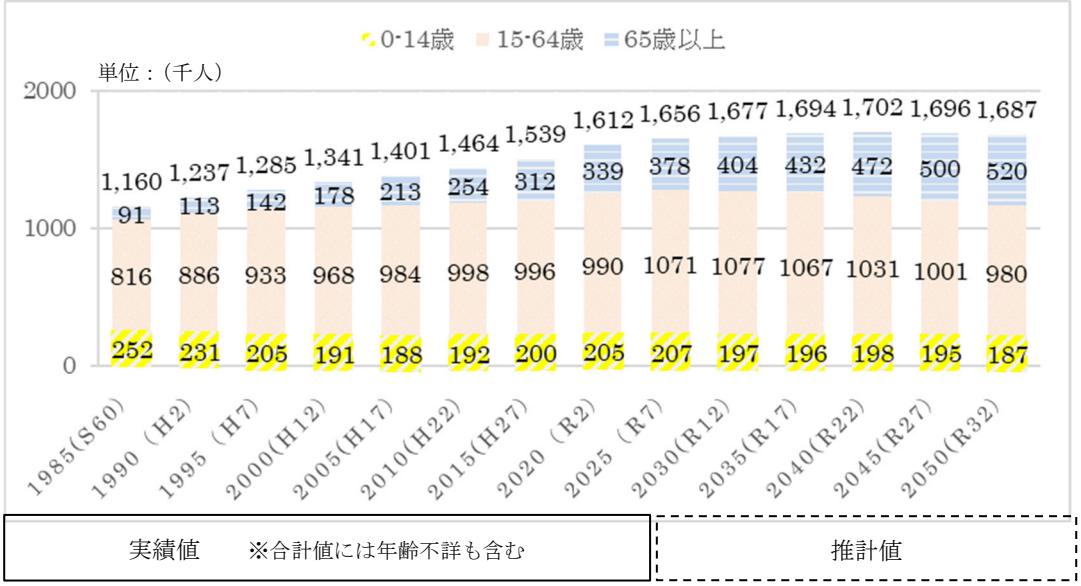

資料：総務省 令和2年国勢調査、福岡市総務企画局「福岡市の将来人口推計」（令和6年4月）

○ 福岡市の人口・推計人口における年齢構造の変化（1985 年～2050 年）

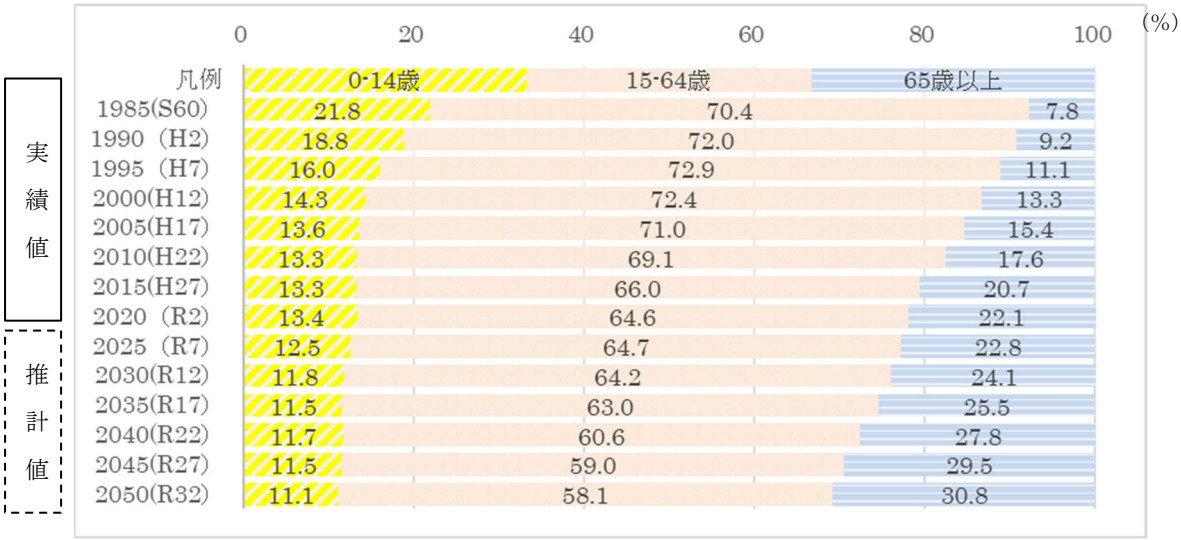

※年齢不詳を除く　資料：総務省 令和2年国勢調査、福岡市総務企画局「福岡市の将来人口推計」（令和6年4月）

○ 人口構成ピラミッド（男女・年齢構成　福岡市）年齢別階層構成

―令和7年9月30日現在、住民基本台帳―

全市1,619,432人

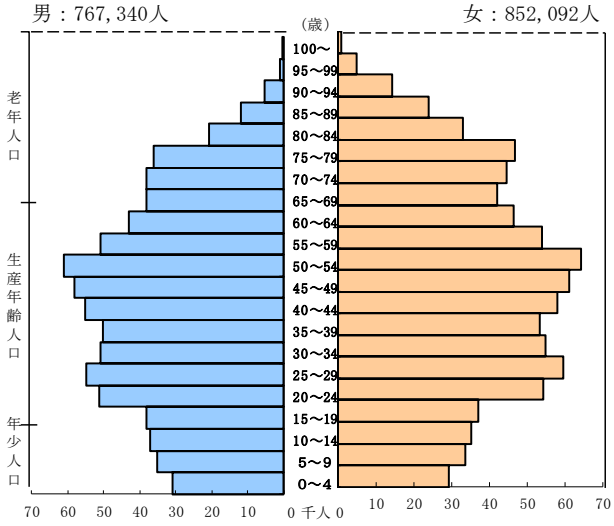

資料：総務企画局統計調査課

福岡市の現状

○ 合計特殊出生率の推移

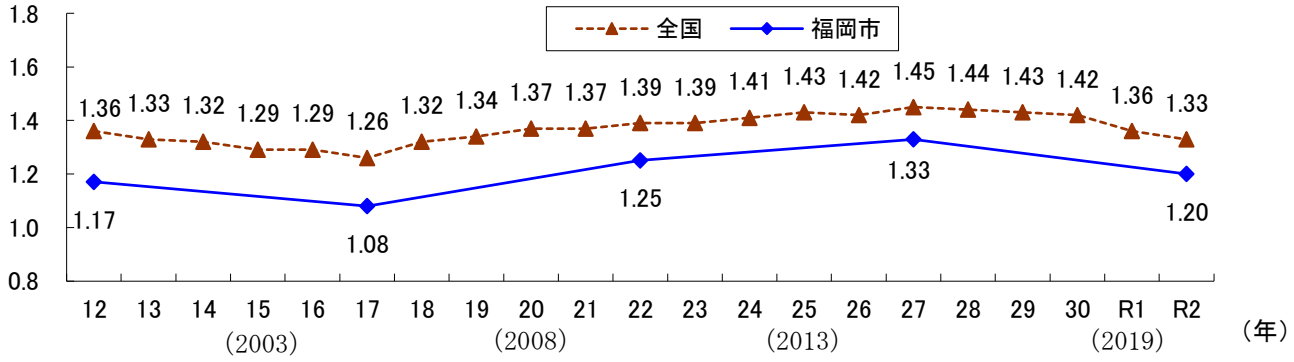

合計特殊出生率:15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当
※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07
※福岡市は、国勢調査結果に基づいて算出　　資料:厚生労働省　令和2年人口動態統計

○ 平均初婚年齢の推移（福岡市）

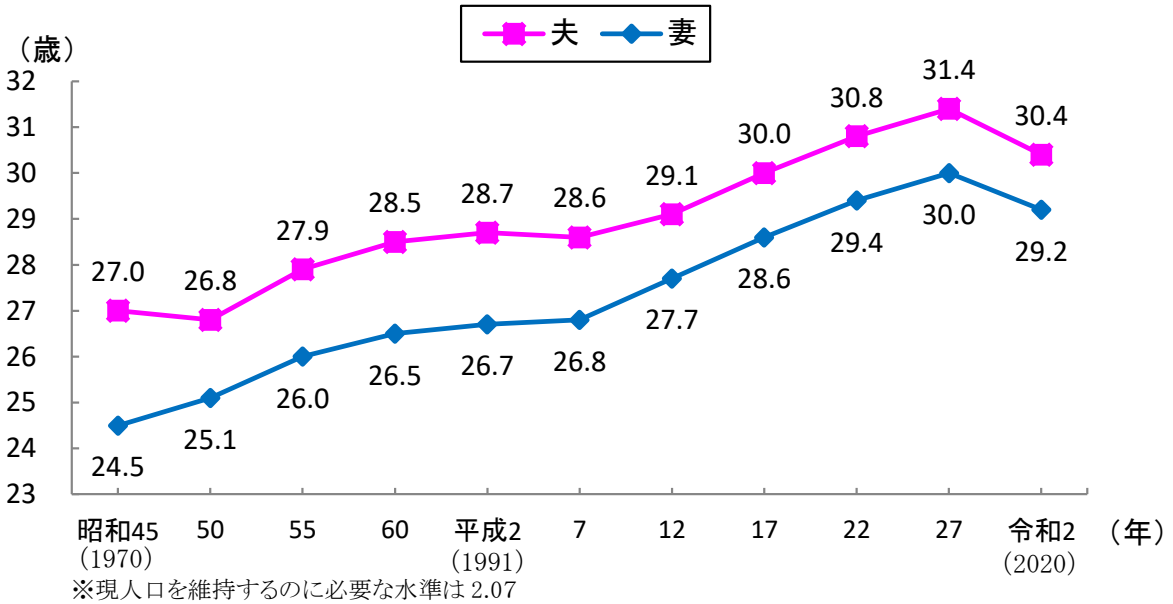

※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07

※福岡市は、国勢調査結果に基づいて算出　　資料:厚生労働省　令和2年人口動態統計

○ 未婚率の推移(福岡市)

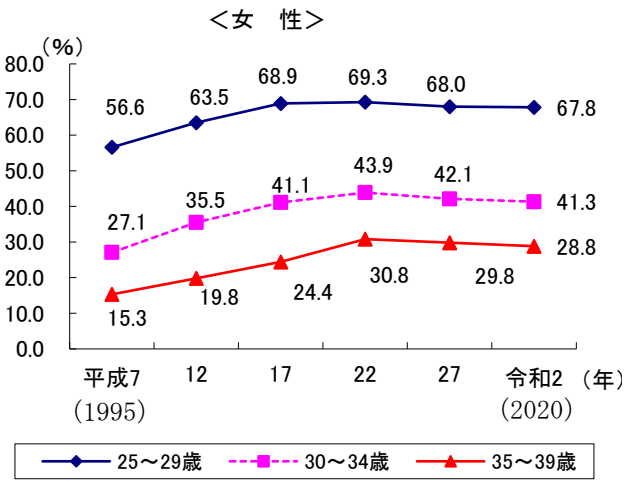

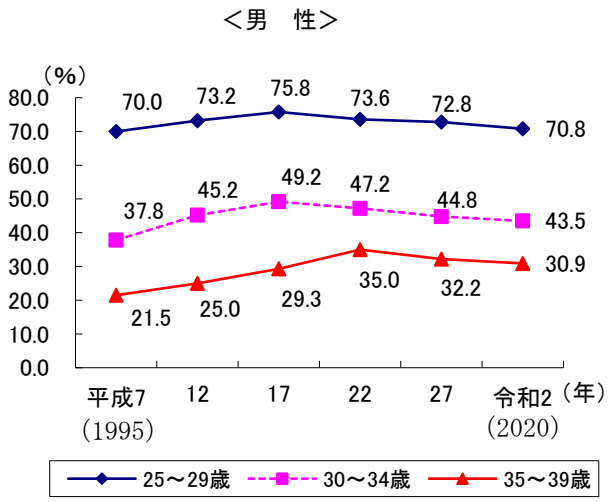

資料:総務省　令和2年国勢調査

基本目標1　あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

固定的な役割分担意識の解消度は、女性は目標値を達成した。
「みんなで参画ウィーク」の取組みを実施した校区数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時減少した後、回復傾向にある。

○社会全体で見た場合の男女の地位の平等感
（平等と回答した人の割合）

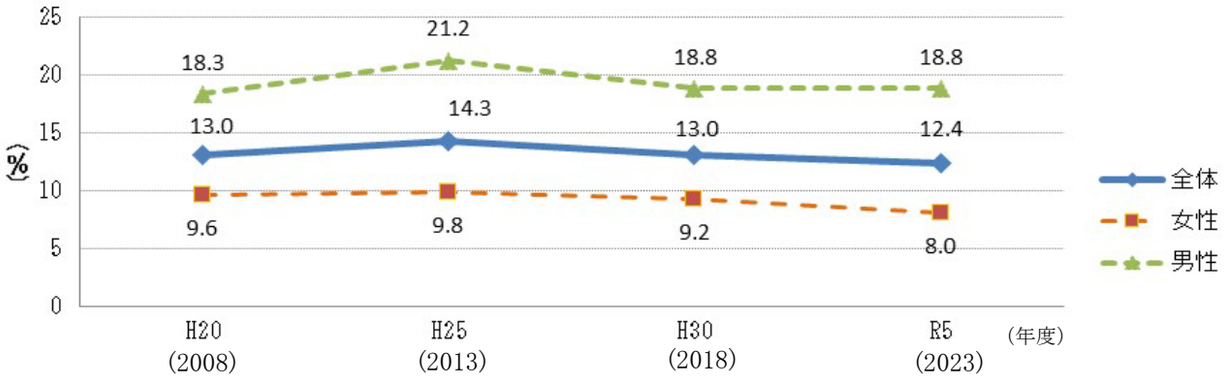

資料：H25　　男女共同参画社会に関する意識調査
H20・30・R5　市政に関する意識調査

数値目標（令和7年度）
女性　80%
男性　80%

○男女の固定的な役割分担意識の解消度

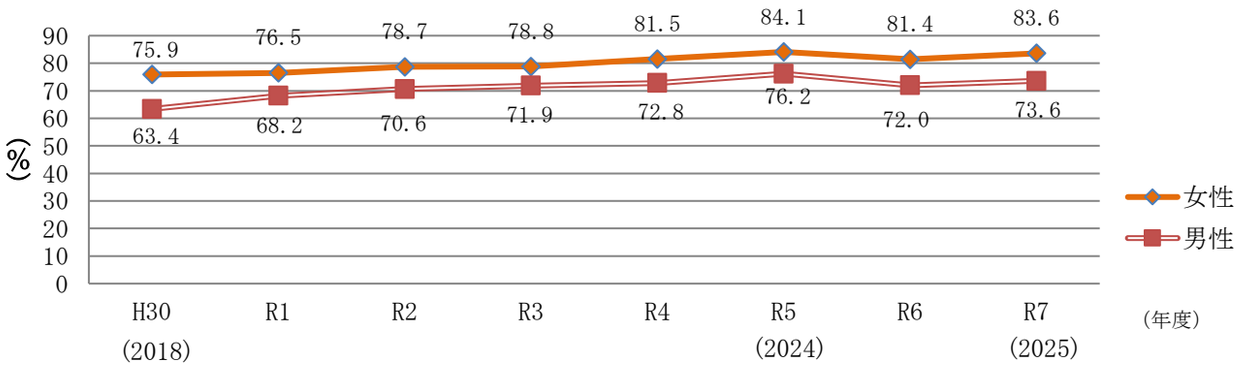

資料：H30～R6　福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査
R7　福岡市市政アンケート調査

○「みんなで参画ウィーク」の取組みを実施した校区数

２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
126校区	121校区	140校区	137校区	128校区	131校区

資料：市民局男女共同参画課

○「みんなで参画ウィーク」の取組みを実施した校区数（のぼり旗設置のみを除く）

４年度	５年度	６年度	７年度
121校区	118校区	113校区	123校区

資料：市民局男女共同参画課

基本目標２　あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

令和５年度市政に関する意識調査によると、配偶者等から受けた暴力の種類では「あなたを大声でどなる」などの精神的な暴力を受けた経験がある人の割合が最も高く、暴力を受けた際に我慢した人の割合は半数近くにのぼっていた。

○ DV相談件数の推移

	男女共同参画推進センター・アミカス	区役所（保健福祉センター）	配偶者暴力相談支援センター	合計
３年度	582	3,224	389	4,195
４年度	557	2,422	336	3,315
５年度	611	3,259	360	4,230
６年度	598	2,770	291	3,659
７年度	663	3,209	369	4,241

資料：市民局男女共同参画課、事業推進課、こども未来局こども家庭課

○配偶者等から暴力を受けた経験

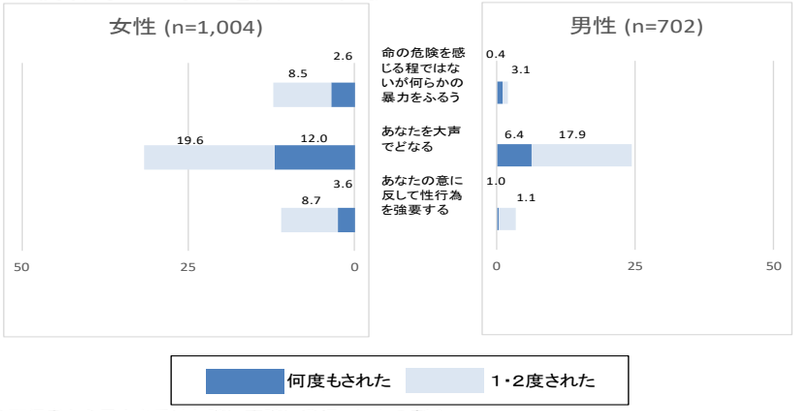

○配偶者から暴力を受けた際に実際に我慢した人の割合

女性　48．8%（n=471）　男性　49．2%（n=260）　全体　48．9%（n=741）

資料：令和５年度市政に関する意識調査

○恋人、配偶者、パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度

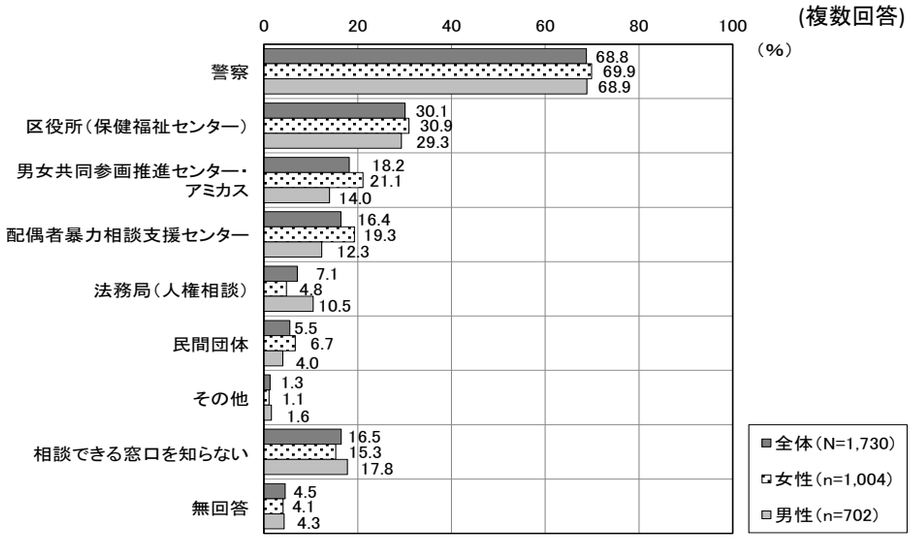

資料：令和５年度市政に関する意識調査

○ ハラスメント対策への取組み＜事業所＞

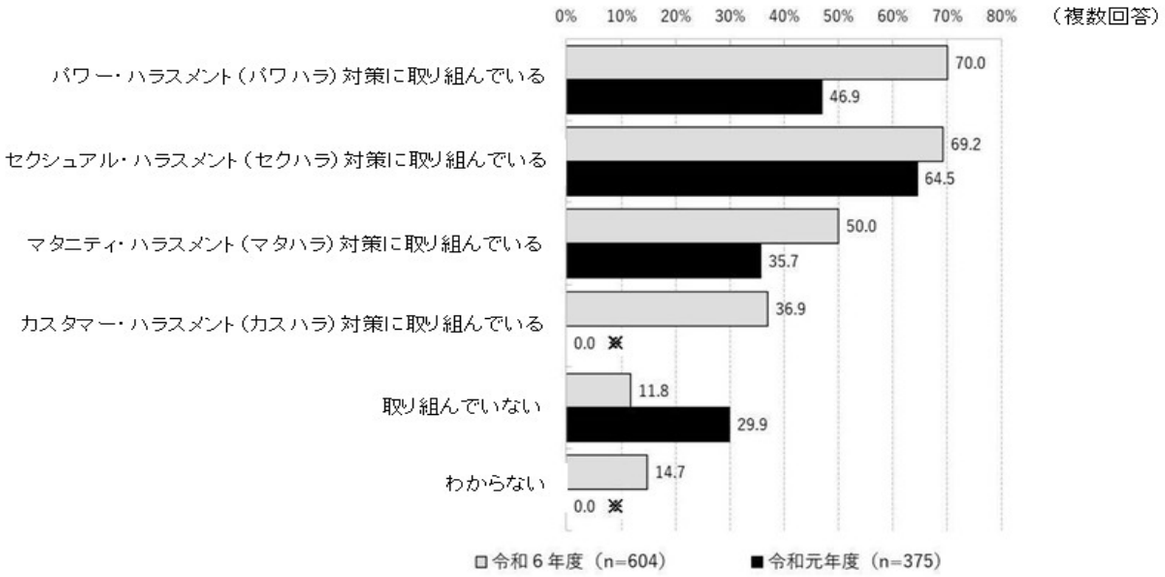

※「カスタマー・ハラスメント（カスハラ）対策に取り組んでいる」「わからない」は新設項目

資料：令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和６年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 子宮頸がん・乳がん検診の受診者数の推移

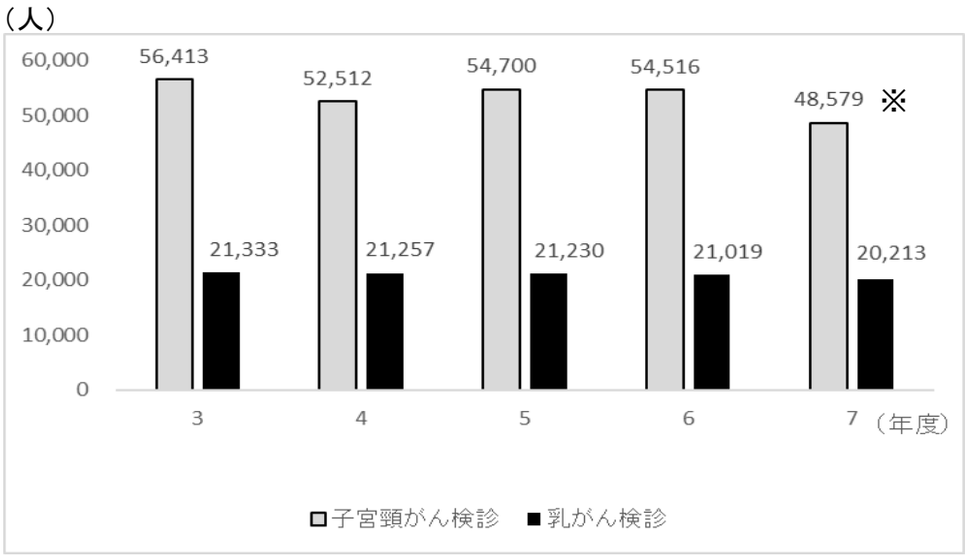

※妊婦健康診査の子宮頸がん検診を除く

資料：保健医療局地域保健課

基本目標3　仕事と生活の調和が実現した社会

事業所において、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性を肯定する意見が前回同様７割を超えた。１か月の平均残業時間は20時間以下が約８割に達し、年次有給休暇取得率は60%以上が約５割まで増加している。また、男性の育児休業取得率は大幅に増加している。

○ワーク･ライフ･バランス推進の必要性の認識度＜事業所＞

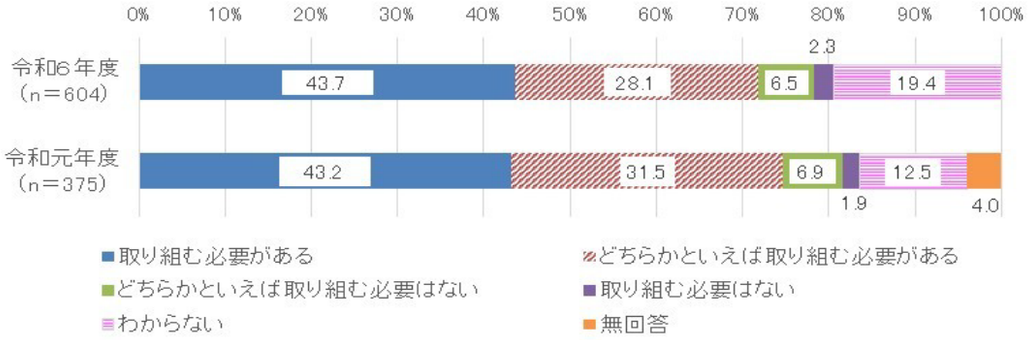

資料：令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 正社員の1カ月の平均残業時間＜事業所＞

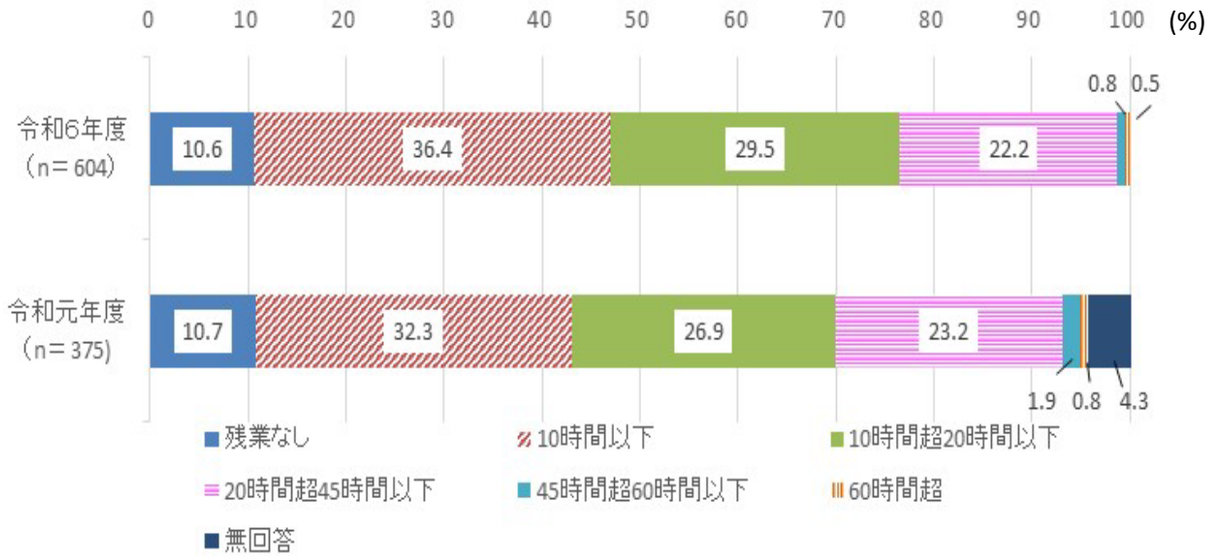

資料：令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 正社員の年次有給休暇取得率＜事業所＞

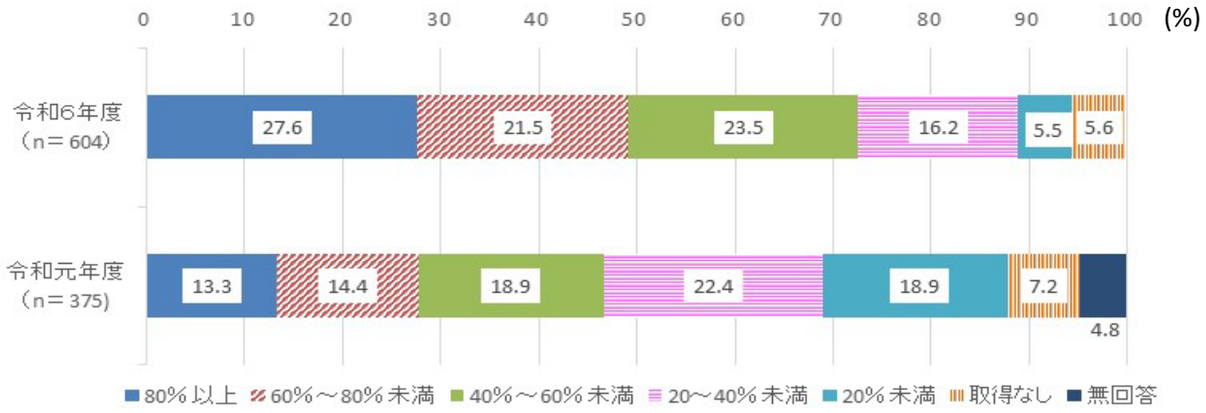

資料：令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

基本目標3　仕事と生活の調和が実現した社会

○ 男性の育児休業取得率＜事業所＞

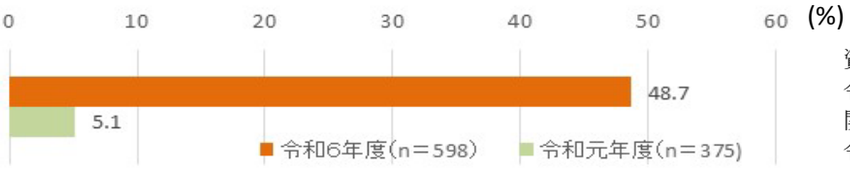

資料:
令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 男性が育児休業や子の看護休暇を取得することについて

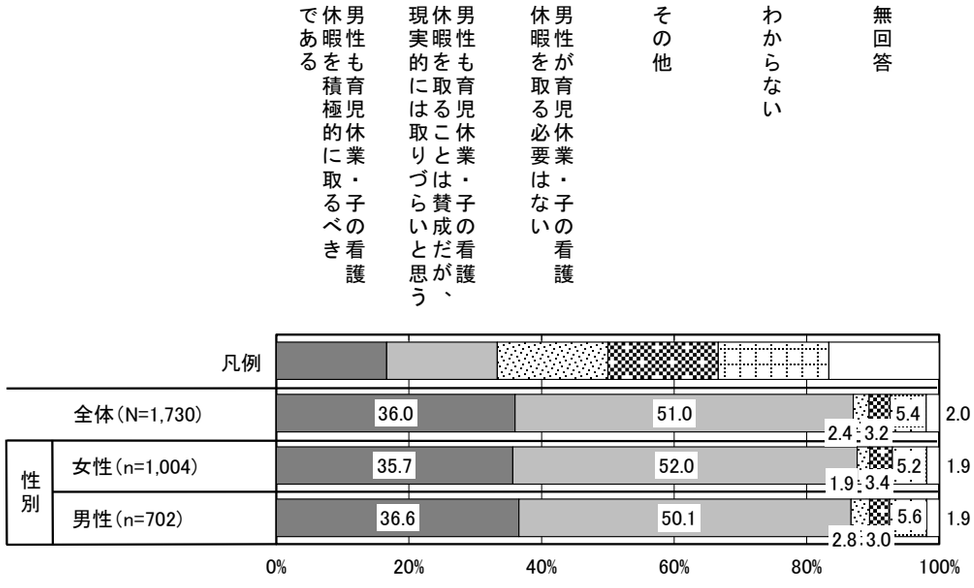

資料：令和５年度市政に関する意識調査

○ 保育所の推移

各年4月1日現在

年度	施設数	定　員（人）	入所人員（人） 総数	3歳未満	3歳以上	待機児童数（人）
４年度	471	42, 475	39, 049	16, 853	22, 196	1
５年度	471	42, 054	39, 242	16, 862	22, 380	0
６年度	477	42, 000	39, 762	17, 292	22, 470	0
７年度	477	42, 104	39, 521	17, 149	22, 372	4
８年度	485	42, 431	39, 367	17, 262	22, 105	1

資料：こども未来局運営支援課

○社会貢献優良企業優遇制度

認定企業数	３年度	203
	４年度	194
	５年度	223
	６年度	233
	７年度	235

資料：市民局女性活躍推進課

○ふくおか女性活躍NEXT企業

掲載企業数	３年度	307
	４年度	337
	５年度	362
	６年度	373
	７年度	392

資料：市民局女性活躍推進課

○“「い～な」ふくおか・子ども週間”

各年３月31日現在

団体登録数・賛同企業数	３年度末	1, 158
	４年度末	1, 191
	５年度末	1, 220
	６年度末	1, 246
	７年度末	1, 270

資料：こども未来局こども政策課

基本目標4　働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

雇用者に占める女性の割合や、女性活躍推進への取組みを進めている事業所、昇進意向のある女性の割合は着実に増加しているが、女性管理職比率は微増に留まっている。
女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持っている方がよい」との回答は、女性は56.7%、男性は48.3%と男女で意識の違いがある。

○ 雇用者に占める女性の人数と割合の推移

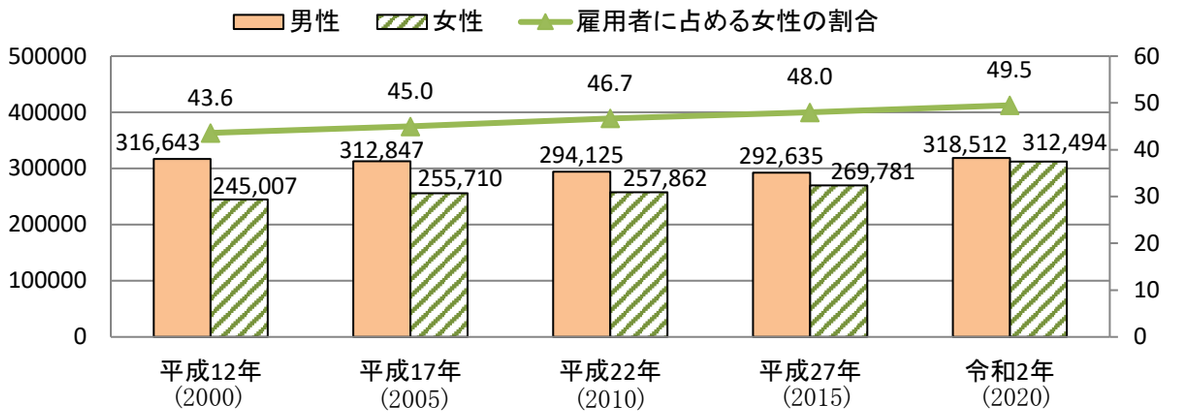

資料：総務省 国勢調査

○ 女性活躍推進への取組み状況＜事業所＞

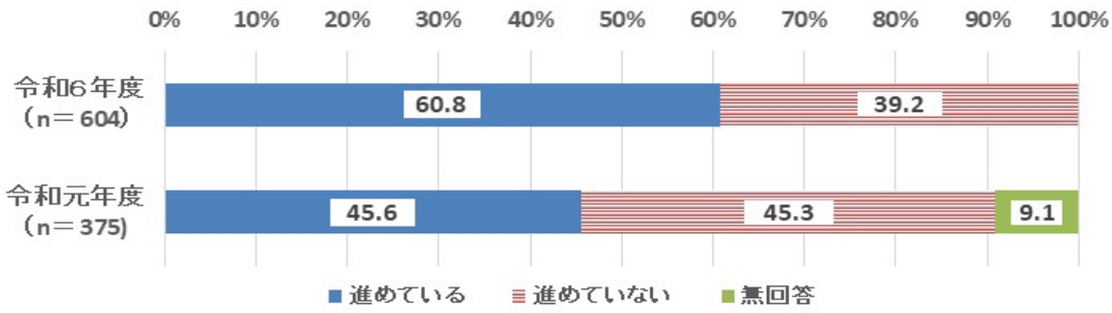

資料:令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 昇進意向＜正社員＞

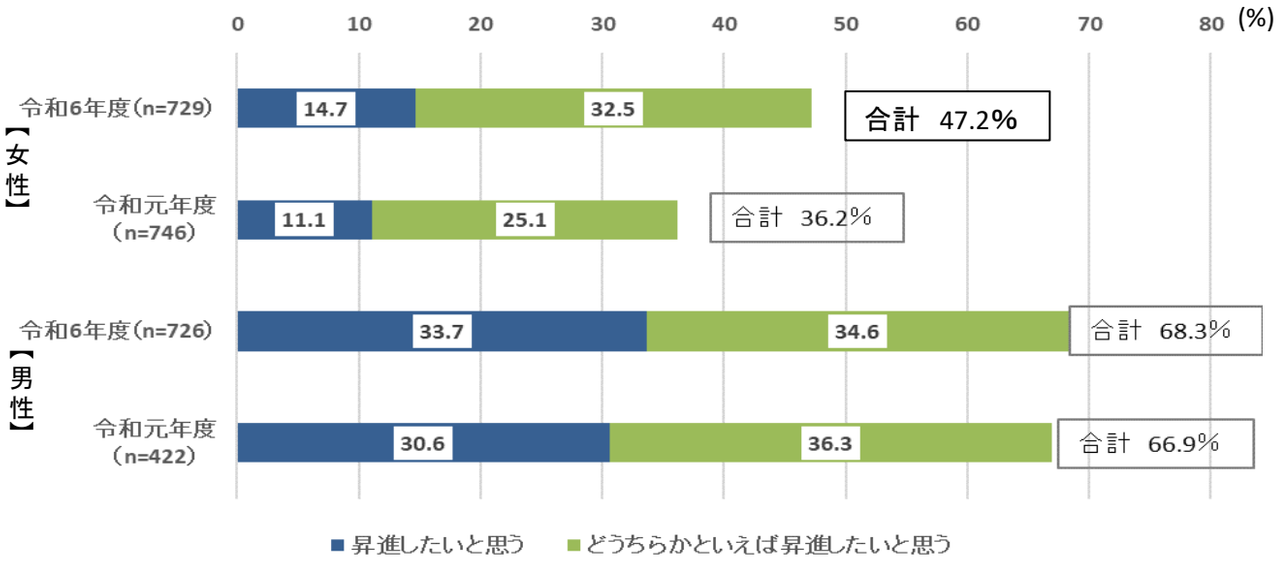

資料:令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

基本目標４　働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

○ 女性管理職の割合＜事業所＞

	令和6年度	令和元年度
課長相当職以上（役員除く）に占める女性の割合	13．3%	11．3%
係長相当職に占める女性の割合	25．1%	22．1%
役員に占める女性の割合	17．0%	17．2%

資料：令和元年度福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
令和6年度福岡市内事業所における労働実態調査

○ 女性が職業を持つことについて

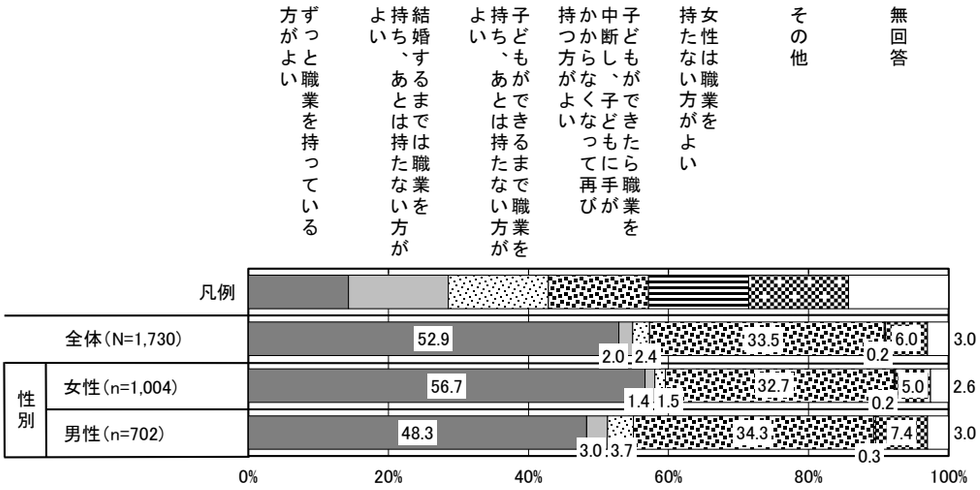

資料：令和５年度市政に関する意識調査

○女性の年齢階級別の有業率
（福岡市、全国）

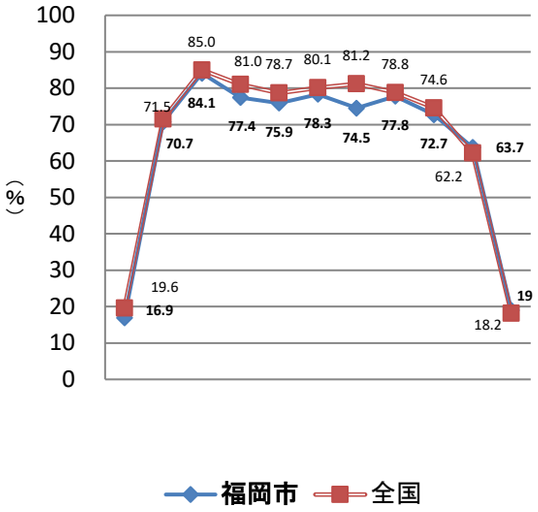

資料：　総務省　令和４年就業構造基本調査

○女性の年齢階級別の有業率
（福岡市の平成24年と令和4年）

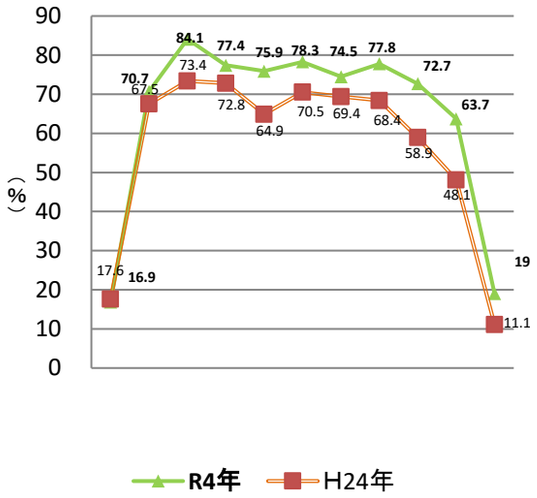

資料：　総務省平成24年、令和４年就業構造基本調査

基本目標５　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

審議会等委員、福岡市職員及び役職者の女性の割合や、地域における諸団体の長への女性の参画割合は、少しずつではあるが増加傾向にある。
市議会議員の女性の割合は、平成２３年（2011年）の改選で減少に転じたが、平成31年（2019年）の改選以降は増加傾向にある。

○ 福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移

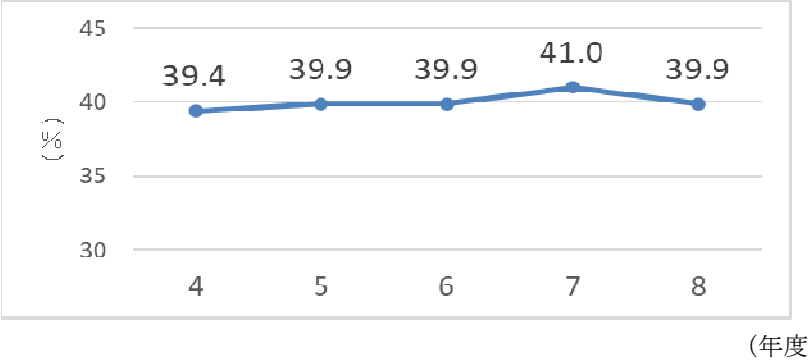

８月１日現在
資料：市民局男女共同参画課

○ 福岡市議会議員に占める女性の割合の推移

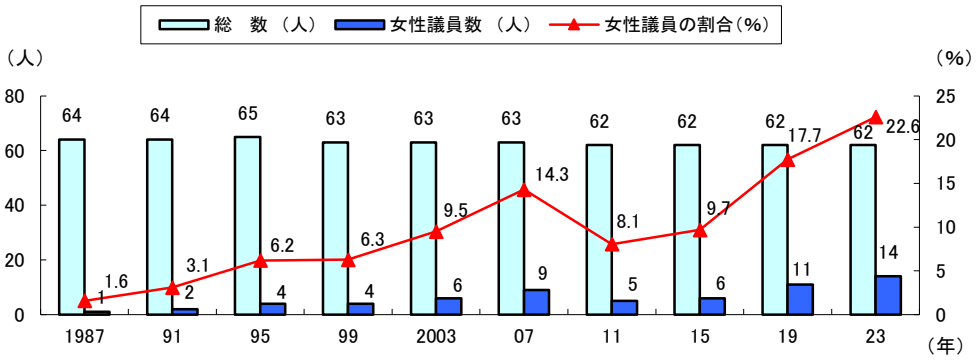

注：数字は改選直後のもの
資料：議会事務局総務秘書課

他の政令指定都市と比較してみると・・・

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	熊本市	福岡市	政令市
市職員管理職の女性比率（%）	17.2	21.2	22.7	15.0	21.0	19.0	24.3	22.6	16.2	13.7	13.8	14.1	20.4	22.9	23.0	20.7	19.0	17.4	16.6	**19.9（10位）**	19.1
地方議会の女性議員比率（%）	31.3	25.9	26.7	22.0	25.9	26.7	21.7	16.0	6.4	31.1	27.9	26.9	25.9	14.9	26.2	15.2	21.2	21.8	12.8	**22.6（11位）**	23.1
審議会等の女性委員比率（%）	33.4	38.0	36.5	36.2	42.6	35.1	35.6	42.7	31.1	36.1	35.3	35.5	36.4	45.0	34.0	45.6	32.1	49.6	33.0	**41.0（6位）**	37.2

市職員管理職の女性比率：調査時点は令和7年4月1日現在の自治体が多いが、時点が違うところもある。
※　本調査で対象としている公務員は、各政令指定都市で採用され、もしくは定員となっている公務員。国などから出向し、現在各自治体の定員に含まれている公務員は調査対象となる。なお、各自治体の職員でも、教職員（園長）は本調査の対象外。
※　本調査での管理職とは、本庁における課長相当職以上の役職を指す。出先機関の管理職については、本庁の課長相当職以上に該当する役職のみを管理職として計上する。
地方議会の女性議員比率：令和6年12月31日現在の数値。
審議会等の女性委員比率：調査時点は自治体により異なる。
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」

基本目標５　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

○福岡市職員における女性の割合の推移

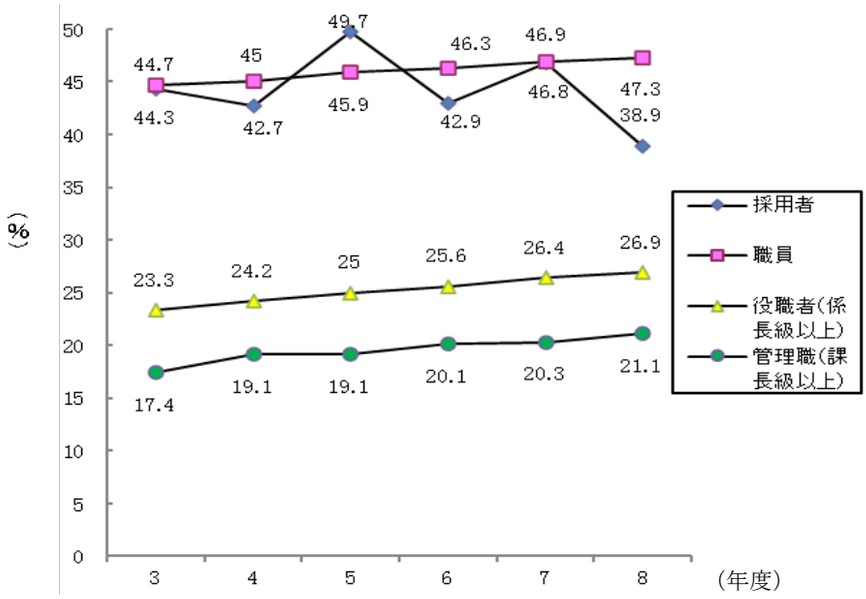

資料：総務企画局人事課

注１：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職
　　（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）
注２：採用者の数は採用年度ベース。令和８年度については５月１日現在の数
注３：職員及び役職者、管理職の数は５月１日現在の数
注４：職員及び役職者、管理職には旧県費負担教職員を含む

○ 地域における諸団体の長への女性の参画状況

（各年７月１日現在）

年度 / 団体名	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	令和８年度		
	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	総数（人）	女性数（人）	女性の割合（%）
自治協議会（※）	7.3	6.0	8.6	7.9	8.6	152	15	9.9
公民館長	31.1	29.9	31.8	31.8	32.7	150	52	34.7
青少年育成連合会（※）	29.8	31.3	35.1	35.8	34.7	150	49	32.7
交通安全推進委員会（※）	8.7	8.7	9.4	7.7	8.0	150	10	6.7
体育振興会（※）	6.0	5.3	7.3	7.2	7.9	152	10	6.6
環境活動連絡会議（※）	19.7	19.7	22.3	24.4	24.2	153	36	23.5
人権尊重推進協議会（※）	18.4	21.9	22.8	25.3	26.0	146	37	25.3
社会福祉協議会	40.1	40.8	38.8	37.8	37.2	153	59	38.6
老人クラブ連合会	10.6	11.2	13.7	17.5	17.6	119	22	18.5
子ども会育成連合会	47.6	49.3	42.6	43.8	37.3	55	22	40.0
市立小学校ＰＴＡ	10.5	14.7	13.1	15.7	18.1	135	21	15.6
市立中学校ＰＴＡ	7.2	7.2	7.2	7.2	11.8	69	11	15.9
地区民生委員・児童委員協議会	71.2	73.0	73.9	74.8	74.8	112	85	75.9
合計	**22.6**	**23.4**	**24.2**	**24.9**	**25.1**	**1,696**	**429**	**25.3**
（参考）男女共同参画協議会	86.7	85.9	86.6	86.7	86.6	145	120	82.8

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している

資料：市民局男女共同参画課

※同報告書及び一般評価項目の実施状況等は、福岡市の男女共同参画

ホームページで公開しております。

掲載先：https://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/

ＱＲコードを読み取っていただくと、福岡市の男女共同参画ホームページへアクセスできます。
「男女共同参画」＞「各種資料等」＞「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

福岡市男女共同参画基本計画報告書

（令和８年10月発行）

市民局男女共同参画部男女共同参画課

〒815-0083　福岡市南区高宮３－３－１

電話　092-406-7510　　Fax　092-526-3766

E-mail danjokyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp